

八峰町に転入された方、転入を予定されている方に、 下記の助成金を用意しています！

〈**交付対象者**〉 八峰町に住民登録をしてから、1年以上八峰町に居住しているU・Iターナー者

〔 (Uターナー者の場合、5年以上町外で生活し、改めて住民登録する必要あり) 〕

〈**申請期間**〉 申請期間は住民登録の日から1年以上経過した後、1年以内
《厳守》

平成29年12月1日を基準日とした場合、平成27年11月30日以前に転入した人は住民登録から2年が経過しているため申請することができません

〈**返還規定**〉 奨励金等の交付を受けた日から、5年以内に町外へ転出した場合は、奨励金等を全額又は一部返還していただきます

定住奨励金

1. 交付額

- ①単身で転入した場合は 150,000円
- ②家族で転入した場合は 300,000円

定住用住宅取得等助成金

1. 対象物件

住民登録日の前後1年以内に購入・借用した物件

2. 対象費用

定住用住宅として購入・借用した住宅の改修等に係る費用

- ・「八峰町住宅リフォーム支援事業」との併用はできません。
- ・10㎡以上の新築・増築を行う場合は「確認申請」が必要になります。
- ・家電（テレビ、洗濯機等）の購入は補助対象外となります。ただし、配管工事等を伴う電気温水器、エアコン等については補助対象とします。

3. 助成額

対象費用の1/2に相当する額、又は50万円のいずれか低い方の額（千円未満切捨）を助成します。

※ 補助金の交付を受けることができない場合もありますので、詳細は下記へお問合せください。

■問合せ先 八峰町企画財政課 TEL：0185-76-4603

八峰町では「貸したい空き家」&「売りたい空き家」 を募集しています！

八峰町では、定住対策の一環として、U・Iターンや田舎暮らしを希望される方々へ、町内の空き家（賃貸・売却が可能な物件）を紹介しています。

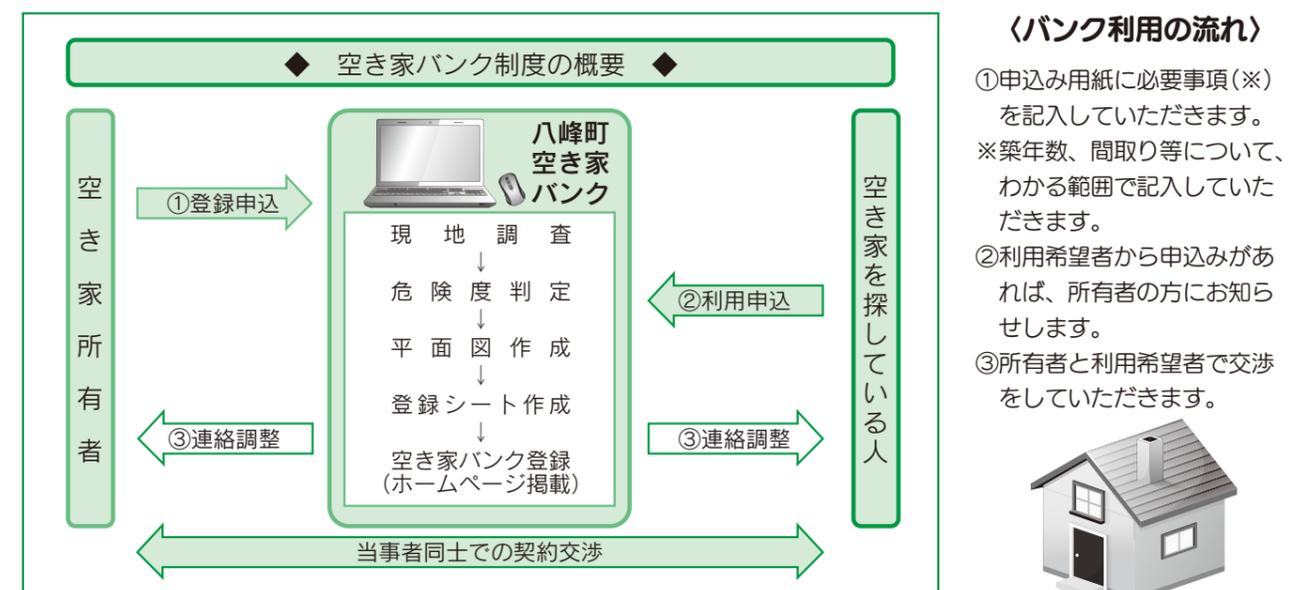
『空き家の管理が大変なので、誰かに貸したい・・・』などの要望がありましたら、お気軽にご相談ください。

資産運用と管理

- ・空き家を貸し出し、家賃収入を得ることで、固定資産税の支出などに充てることができます。
- ・人が住まなくなると、家はあつという間に老朽化が進みます。資産の維持のためにも、“入居者に管理してもらう”という気持ちで貸し出してはいかがでしょうか。

地域貢献

- ・地域内に空き家が多くなると、防犯・防災上の問題や、集落の景観問題などが心配されます。人が移り住むことで、これらの問題の対策につながります。
- ・八峰町の人口は年々減少しています。空き家バンクを活用して、町外から定住希望者が移り住んでくることで、地域の活性化が見込めます。



■問合せ先 八峰町企画財政課 企画係 ☎76-4603